

令和 6 年度 第 1 回加東市農業委員会総会（4 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 4 月 23 日（火）午後 3 時～午後 4 時 20 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：井上 弘 5：谷口高史 9：太田隆之 13：臼井 正 ⑨：藤川和義	2：柴崎彰孝 6：長谷川 均 10：森本善明 14：中山喜作	3：國井久明 7：内藤秀幸 11：山本昭雄 15：岸本 光	4：大橋 徹 8：南 和夫 12：岩崎一彦
欠席委員	なし			
議事録署名委員	7：内藤秀幸 8：南 和夫			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 事務局次長：大橋公樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 鍊			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	3 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	2 件
第 3 号議案	非農地証明願いの承認について	5 件
第 4 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 ㎡未満）の規定による確認について	1 件
第 5 号議案	加東市地域計画に関する意見について	3 件
第 6 号議案	農用地利用集積計画の決定について	16 件
第 7 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	5 件
第 8 号議案	加東市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について	1 件

5 報告

報告第 1 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	2 件
報告第 2 号	農地の貸借の合意解約通知について	5 件

6 協議

協議第 1 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について	1 件
---------	-------------------------	-----

7 その他

8 閉会

事務局	本日の農業委員会の委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席により過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、國井会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 1 回加東市農業委員会総会 4 月定例会を開催します。 本日の議事録署名委員に 7 番内藤委員と 8 番南委員を指名します。 それでは議事に入ります。 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、県外に転居するため、譲受人に農地と住宅を売却することになり申請されました。申請地は、購入する住宅に隣接しており、自家用の季節野菜を栽培する予定です。なお、新規就農者となりますが、耕運機などの農機具は所有及び譲渡により確保しているほか、農作業経験のある近隣に居住する実家の家族とともに耕作するため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、親族である譲受人に農地を売却することになり申請されました。申請地は、自宅から約 200m に位置しており、水稻を作付する予定です。なお、新規就農者となりますが、トラクターなどの農機具は実家所有により確保しているほか、農作業の経験歴もあることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、貸出人は、高齢及び病気療養により耕作が困難なことから、親族に使用貸借するため申請されました。申請地は、自宅から 1km 圏内に位置し、水稻を作付する予定です。借受人は現に約 1.6ha の農地を耕作していることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上 3 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 1 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 1 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本件について、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の南東約 60m にあり、現場は畑でした。 番号 2 は***の北西約 40m にあり、現場は畑でした。報告は以上です。
議長	続いて内容説明をお願いします。

事務局	番号 1、譲受人は、現在、***のアパートに居住しており、今回、実家の近くで住宅を建築するため申請されました。土地利用は、宅地の一部と申請地を使用して住宅を建築する計画となっております。申請地の北側は、すでに親族の方の住宅の駐車スペースとして利用されており、当該地しか対象がなかったため、申請を挙げられております。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 番号 2、譲受人は、現在、***のアパートに居住しており、今回、実家の隣接地である申請地と宅地の一部を親から借り受け、住宅を建築するため申請されました。申請地は、第 3 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 以上 2 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 2 号議案は、原案のとおり許可相当との意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 2 号議案は許可相当との意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 3 号議案「非農地証明願いの承認について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本件について、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の北約 200m にあり、現場は宅地でした。 番号 2 は***の北西約 250m にあり、現場は宅地でした。 番号 3 は***の南約 250m にあり、現場は雑種地でした。 番号 4 は***の南約 5m にあり、現場は宅地でした。 番号 5 は***の南約 200m 周辺にあり、現場は宅地及び雑種地でした。 報告は以上です。
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、平成元年に自宅の庭園として築造し、現在に至っています。今回、自宅の売却にあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 番号 2、申請地は、昭和 40 年頃から住宅敷地の一部となっており、今回、息子さんの住宅建築にあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 番号 3、申請地は、昭和 38 年以前から住宅が建築されており、約 5 年前に解体し、現在は、近隣の方が露天駐車場及び露天資材置場として利用されております。今回、

	当該地を譲渡するにあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号 4、申請地は、平成 3 年頃から倉庫が建築されており、現在に至っています。今回、当該地を息子さんに譲渡するにあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 番号 5、申請地は、昭和 50 年頃から資材置場や車庫として利用しており、現在に至っています。今回、農業委員会の指摘により、地目が農地のままであると判明し、代替地への移転も検討されましたが、代替地が見つからないこと、コンクリート舗装の状態により農地への復元が困難であることから、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は地区外となっております。 以上 5 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 3 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 3 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 4 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本件について、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の北約 200m にあり、現場は宅地でした。
	報告は以上です。
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、平成 11 年に農業用倉庫として設置されましたが、届出がされていなかったため、今回始末書を付けて届出されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。
	この届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が 200 m ² 未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。
	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>

議長	意見はありませんので採決します。第 4 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 4 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 5 号議案「加東市地域計画に関する意見について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
農政課	田中地区、中古瀬地区、掬鹿谷地区の計 3 地区の地域計画に関して説明します。 田中地区は集落営農組織を中心として今後借り受けていく体制を構築していきます。主な作物は主食用米及び白大豆であり、一部山田錦の栽培を行っています。今後地域内の農業を担う者は、田中営農組合、認定農業者 1 名、現状維持で耕作を継続する 14 名となっており、田中営農組合が白大豆などの転作を中心として集落の大半の作付けを計画しています。 中古瀬地区では水稻、麦、大豆を主に作付けする計画となっています。今後地域内の農業を担う者は、集落内の農業者 1 名が作付け面積の拡大を予定しているほか、中古瀬地区営農組合が転作を計画しています。なお、中古瀬地区は担い手が不足していることから中古瀬地区営農組合が水稻の作付けを行っていける体制を整えていくことで協議を進めています。 掬鹿谷地区では主に山田錦の栽培を中心とする計画となっています。今後地域内の農業を担う者は、はしかの里営農組合が中心となって集落の大半を担っていく計画となっています。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 5 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 5 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 6 号議案「農用地利用集積計画の決定について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	賃貸借権のうち更新設定が 9 件、31 筆、34,754 m²、 使用貸借権のうち新規設定が 2 件、2 筆、2,893 m²、 更新設定が 5 件、8 筆、11,790 m² 合計 16 件、41 筆、49,437 m²に利用権が設定され、4 月 30 日に公告される予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 6 号議案は、原案のとおり承認することに賛

	成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 6 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 7 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	使用貸借権として 5 件、13 筆、16,509 m ² に利用権が設定されます。公告日は、6 月 28 日の予定です。
	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 7 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 7 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 8 号議案「加東市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について」議案の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	去る 3 月 22 日の定例会後において、選考委員会より農地利用最適化推進委員候補者選考結果の報告がありました。この報告を受け、議案書 15 ページ別紙名簿の 12 名を、加東市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する規則第 15 条の規定に基づき、候補者として決定するため審議をお願いいたします。なお、決定後は 5 月の初総会で委嘱する予定です。
	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。第 8 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 8 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に移ります。
	報告第 1 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」報告の朗読をお願いします。
事務局	<報告朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。

事務局	番号 1 は農地を建売住宅に転用する届出を受理しました。 添付書類等は完備していたので、専決処理により、3 月 19 日付で受理通知書を交付しました。 番号 2 は農地を露天駐車場に転用する届出を受理しました。 添付書類等は完備していたので、専決処理により、4 月 11 日付で受理通知書を交付しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 2 号「農地の貸借の合意解約通知について」報告の朗読をお願いします。
事務局	<報告朗読>
議長	続いて内容説明をお願いします。
事務局	番号 1 は双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は保全管理してくれる方をまず本人で探される予定です。 番号 2 は双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は自作されます。なお、実家が市内にあり、週末に帰省して耕作される予定です。 番号 3 は双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は自作されます。なお、現況として他の農地でも耕作されています。 番号 4 は双方合意により利用権の使用貸借を解約し、解約後は、中間管理に貸付する予定です。 番号 5 は双方合意により、利用権の使用貸借を解約し、解約後は、耕作者を変更されます。 説明は以上です。
事務局	説明が終わりました。届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	次に協議事項に移ります。
	協議第 1 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局	農業委員会による最適化活動の目標につきましては、農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の目標等を、毎年度 4 月末までに設定し、県に報告することとされています。 作成にあたっては、加東市農業委員会の最適化の指針や加東市の農業基本構想に定められた目標値に基づき、令和 6 年度の目標案を作成しました。 1 ページでは、現在の状況の内容となっています。農家数、農業経営体数などは、直近の農林業センサス及び農政課からの資料などをもとに作成しています。耕作面積の合計は 2,780ha。田と畑の合計値が合わないかたちとなっていますが、切り上げなど、統計上の計算処理によるものです。

	2 ページからは目標の設定となります。 (1) 農地の集積について、現在の集積率は 14.9%で、令和 10 年度末で集積率 30% になることを目指し、1 年間で約 3%ずつ増加させる目標としています。なお、30% の目標値は昨年 4 月に改定した加東市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に示す目標値によるものでございます。 (2) 遊休農地の解消について、現在の遊休農地面積は、昨年度の調査の結果、10.6ha で 0.4ha 解消されました。目標値は、基準となる前年度の遊休農地の 5 分の 1 の面積と定められておりますので、10.6ha の 5 分の 1 の面積、2.1ha の解消を目標としています。 続いて 3 ページ、新規参入の目標値は、過去 3 年間の利用権等の設定面積の平均の 1 割以上と定められておりますので、平均 129ha の 1 割の面積、12.9ha を目標としています。 最後に、委員の活動目標は、活動記録カードやパトロールなどの実績から月平均 8 日、強化月間は、前年度同様、9～11 月の 3 回を予定します。 新規参入の相談会は、農政課が実施する新規就農者の相談やヒアリングに、地元委員に参加していただくことを見込んでおります。実際にあればその際にご案内いたします。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見はありませんので採決します。協議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、協議第 1 号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で本日の議事は全て終了しました。慎重審議いただきありがとうございました。
事務局	次第 7「その他」について事務局から連絡事項などがあれば説明をお願いします。 ・活動記録カードの提出について ・総会資料の回収について ・農業委員会慶弔等に係る積立金の返金について 以上、任期満了に伴う連絡事項の説明
議長	説明が終わりました。何か質問等はありませんか。
各委員	<意見なし>
議長	以上をもって、令和 6 年度第 1 回加東市農業委員会総会 4 月定例会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 内藤 秀幸

議事録署名委員 南 和夫
